

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1)当社は「快適で環境に優しい屋根空間を創造し社会に貢献する。現場力を磨き、専門性を活かした高品質の建築作品とサービスを提供する。誠実と勤勉を旨とし自ら熟慮を重ねて信頼に応えるよう行動する。人を育て、人を活かし、活力に溢れる企業であり続ける」という企業理念の下、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応え、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。
- (2)当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは、次のとおりです。
 - a.企業統治の体制として当社事業・経営に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針ならびに重要な業務の執行についても決定を行うとともに、監査役が出席し、独立した立場から取締役等の職務執行を監査する体制をもって経営の効率性と健全性を確保する監査役会設置会社を採用しております。
 - b.経営の健全性確保にあたり、豊富な経験や高い識見を有する3名の社外監査役ならびに2名の社外取締役が、当社の会計監査人(監査法人)、内部統制・監査部とも連携し、取締役や執行役員等の職務の執行状況や会社の財産の状況等、それぞれの役割に応じて監視しております。現在、当社の取締役会には、2名の社外取締役を含む8名の取締役と、3名の社外監査役を含む4名の監査役が出席し、経営の健全性を確保しております。当社は、すべての社外取締役と社外監査役が必要な情報を得てその役割を十分に果たすことができるよう、社長等経営幹部とこれらの者が適宜、会合を開き、経営課題の共有化や意見交換を行っております。
 - c.また、当社は、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、内部統制システムを整備し適切に運用するとともに、その継続的改善に努めております。健全で風通しのよい組織づくりのため、職場内外での対話を重視し、社員などから相談・通報を受け付ける内部通報制度及び組織を設けて、内部統制環境の整備を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月11日付け改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。
当社は、コードの各原則のすべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】(「政策保有株式」の検証・説明・議決権行使の基準策定・開示)

当社は、いわゆる政策保有株式の保有は行っておりません。今後も基本的には、当社の企業価値へのご理解とご評価をいただく株主の皆様とともに、中長期的な企業価値の向上に向け努力してまいります。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引時の手続き・枠組みの開示・監視)

当社と取締役並びに監査役との取引(間接取引を含む)があった場合には、各取引内容を確認の上、法令及び社則である「取締役会規程」に基づき、取締役会での報告と承認を行い、利益相反取引に該当しないものであることを確認しております。

【補充原則2 - 4 - 1】(多様性確保の考え方、目標、育成方針、環境整備)

1. 多様性確保に対する考え方

当社は多様な価値観を尊重し、円滑なコミュニケーションと協働により個性を活かすことで、豊かな価値を創造・提供していきたいと考えております。あらゆる人権の尊重は企業活動の基本であり、当社は、国籍、人種、宗教、思想信条、性別、年齢、性的指向、障がいの有無等に基づく不当な差別の排除に努めております。

取り巻く環境が変化するなかで、今後とも当社が将来に亘って屋根の製造・施工会社として業界をリードし、成長し続けるためには、当社で働く社員が相互に多様な価値観を受け入れ、生産性高く持てる力を最大限に発揮し、誇りとやりがいを持って活躍できることが重要であるとの認識に立ち、ダイバーシティ&インクルージョンの取り組みを進めております。

2. 多様性確保の自主的かつ測定可能な目標とその状況

女性活躍については、これまで整備してきた各種制度や環境を基盤に、キャリアを通じて女性社員が能力を発揮し続けることができることを目指して以下の目標を設定しております。

【目標】中核人材として、中途も含めて総合職女性の採用(新卒採用は2~3名/年を継続)を積極的に進めるとともに、建設現場を含め、活躍できる職場の拡大を推進し、早い段階での管理職登用を目指す。

なお、当社では国籍を踏まえた採用は実施しておりません。また、中途採用につきましては、経営課題や職場のニーズ、戦力構成に応じ、必要な採用を行っております。

引き続き中期経営方針である、業務プロセス改革による「生産性の向上」と、技術力の強化による「商品・施工の差別化拡大」への取り組み

を加速させるために、多様な人材が個人の能力を発揮する組織づくりと人材育成に取り組んで参ります。

3. 多様性確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況

当社の最大の財産は「人」であり、多様な社員一人ひとりの力の結集が当社の企業力であるとの基本認識のもと、「人材開発は仕事そのものの、人材育成が最も重要な仕事である」と位置づけ、「企業理念」、「行動指針」に基づき、人材開発方針を定め、人材育成に取り組んでおります。

具体的には、OJT研修を基本に、それを補完するための階層別研修、基礎仕事力研修、スキルアップ研修などの各種OFF-JT研修のメニューを整備し、多様な人材が適切な時期に受講可能な体制をとるとともに、上司・指導員・本人の対話を重視した人材開発PDCAサイクルを機能させることで、資格取得などの自己研鑽支援も行いながら多様な人材が能力を発揮し、活躍できる環境を整備しております。

〔原則2 - 6〕(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

企業年金の運用にあたっては、複数の資産管理運用機関を起用し、当社が策定した年金資産の運用に関する基本方針等に則した形で運用しております。

運用状況については定期的にモニタリングを行い経営会議に報告するとともに、重要事項については、経営会議で審議・決定することとしております。

なお、社内に於いては資産管理運用機関と意見交換を行いながら、知見のある社員が業務を担当しております。引き続き知見の醸成や人材の確保に努めてまいります。

〔原則3 - 1〕(情報開示の充実、経営理念・経営戦略・経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本方針、経営幹部の報酬決定方針、役員候補の指名方針、説明)

() 企業理念、経営戦略・経営計画

経営理念および行動指針

当社は、企業理念として

- a) 快適で環境に優しい屋根空間を創造し社会に貢献すること
- b) 現場力を磨き、専門性を活かした高品質の建築作品とサービスを提供すること
- c) 誠実と勤勉を旨とし自ら熟慮を重ねて信頼に応えるよう行動すること
- d) 人を育て、人を活かし、活力に溢れる企業であり続けること

を定め、これを実現するために以下を行動指針としております。

- a) 企業活動は、地球環境と調和し、豊かで美しい社会と時々刻々変化する時代に対応するものであること
- b) 現場に基軸を置き、第一線で発生する諸問題を自律的に解決する力を身につけ、弛まぬ技術革新と顧客第一に徹し、持てる英知のすべてを結集すること
- c) 仕事に取り組む姿勢は、高い倫理観をもって至誠を貫くものであり、勤勉を欠くことがあってはならない。また、常に当事者意識を持ち、自ら熟慮断行することが信頼を勝ち取るものと深く心に刻むこと
- d) 個々の人間性と能力・意欲を尊重し、意思の疎通をはかり、自由闊達で挑戦意欲に富む企業風土を育むこと。また、人こそが企業活動の原点であるとの信念のもと、会社に誇りを持ち、各々が研鑽に努めること

経営戦略・経営計画

当社は、今後持続的成長を可能とすべく、中長期視点から競争力のコアとなる技術力の強化、施工協力会社との連携による施工体制の強化に努めるとともに、「業界最高レベルの商品力・営業力・工事力」で好循環を創出し、圧倒的な総合力で業界をリードするため、安全の確保を前提とした工事現場の生産性向上と工事品質向上、そのために必要な投資に継続的に取り組んでまいります。

今後とも、安全・法令遵守への取り組みを継続的に行うとともに、すべてのステークホルダーから信用・信頼され、選ばれる企業として社会に貢献し、持続的な成長を図ってまいります。なお、以上の取組を実現するために、人的資源などの経営資源の戦略的配分などをもって年度計画などに反映させております。これらは、金融商品取引所や株主の皆様へも、通期見込みとして開示しております。

() 基本的な考え方・方針

当社は「快適で環境に優しい屋根空間を創造し社会に貢献する。現場力を磨き、専門性を活かした高品質の建築作品とサービスを提供する。誠実と勤勉を旨とし自ら熟慮を重ねて信頼に応えるよう行動する。人を育て、人を活かし、活力に溢れる企業であり続ける」という企業理念の下、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応え、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

() 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

a) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めております。取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資する動機づけとして十分に機能するよう業績に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては業務執行上の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

業績連動に係る指標は、業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度の経常利益及び当期純利益とし、取締役が兼任する執行役員の役位別基準報酬の下限-20%～上限25%の範囲で連動して決定しております。

b) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第42期定時株主総会において上限220百万円(ただし、退職慰労金、使用人兼務役員の使用人給与とは含まない)として承認を得ております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は19名です。

監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第65期定時株主総会において上限60百万円(ただし退職慰労金は含まない)として承認を得ております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

c) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、「役員人事・報酬会議」での意見等を踏まえ、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長青木栄一が取締役会で定めた上記の方針に基づく内規に沿って決定することとしております。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰して取締役の個人別の報酬額の決定を行うには最も適しているからであります。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額は当該内規に従い、当社規程に定めた手続を経てなされていることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記の方針に沿うものであると判断しております。

() 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定・解任を行うにあたっての方針と手続

a) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定・解任の方針

取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の指名については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性ならびに取締役会や監査役全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス(社外役員の員数を含む)を考慮することを方針としております。

経営陣幹部の解任については、職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったと認められる場合、取締役会に付議する方針であります。

b) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定・解任の手続き

取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定については、役員人事・報酬会議での意見等を踏まえ、取締役会にて決議することとしておりますが、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。

経営陣幹部の解任についても、原則として役員人事・報酬会議での意見等を踏まえ、取締役会にて決議致します。

() 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定についての説明

当社は、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の略歴を記載し、また、役員人事に係るプレスリリースに個々の業務分担や役員委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役・監査役候補の指名や経営陣幹部の選定を行う際の個々の指名・選定についての説明を行っております。

【補充原則3 - 1 - 3】(サステナビリティについての取組)

当社は、サステナビリティの観点も踏まえた中期経営計画を策定しており、具体的には労働人口の減少や気候変動、自然災害等への対応に資する屋根・外壁のトータルソリューションの提供や、再生可能エネルギー普及に資するソーラー屋根事業・売電事業を推進することとしております。

また、当社ならびに協会の社員の安全・衛生・環境面で必要な投資を継続的に行うほか、働き方改革という面で社外の専門機関による業務実態調査・分析を通じた抜本的業務改革、生産性向上、ならびに社内に分散している個別に蓄積されたデータやノウハウの共有化などにも積極的に取り組んでおります。

< 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応 >

PBRにつきましては、この10年間1倍未満で推移しておりますが、中期経営計画を策定しそれに基づいた事業基盤の強化を図ることにより2020年3月期を底に上昇基調にあり、足元では0.8倍程度まで改善してきております。

今後も引き続き事業基盤の強化を推進し、2030年に向けてPBR1倍を達成するため企業価値向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣の委任の範囲と概要の開示)

当社は、投融資を含む重要な財産の処分及び譲受け、資金計画の決定、重要な使用人の選定、重要な組織の設置・変更など、法令・定款で定める事項のほか、取締役会で決議すべき重要事項について、「取締役会規程」において定めております。なお、当社は、意思決定の迅速化による経営の効率性の向上と業務遂行責任の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。

【原則4 - 9】(独立役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性について、国内の金融商品取引所が定める独立性基準(=「一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役の選定」)に従い、「経営陣から著しいコントロールを受ける者であるかどうか」あるいは「経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者であるかどうか」について、当人と人的関係、資本関係(連結子会社であるかどうか)、取引関係(取引において、原料などの購入に際し複数のルート、経済合理性ある価格での取り引きがなされるかどうかなど)その他の利害関係を勘案し、その有無を判断する事をもって当社としての具体的な独立性の基準と考えております。

なお、社外取締役2名中2名が独立役員であります。また、社外監査役3名中3名が独立役員であります。従いまして、独立役員は合計5名となっております。(社外を含む取締役及び監査役総員12名)

【補充原則4 - 10 - 1】(指名報酬委員会の設置)

当社は、役員人事・報酬の決定手続きの健全性を確保するため、取締役・監査役候補の指名及び代表取締役の選定並びに、各取締役の報酬については、役員人事・報酬会議での意見等を踏まえ、取締役会にて決議することとしております。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会:多様性と規模に関する考え方、選任に関する方針・手続き、スキルマトリックス)

取締役の選定の方針は、備えるべき経験・識見・専門性等のバランス、並びに多様性等、全体の構成を考慮に入れて検討を行う事としております。

また、その手続きについては補充原則4-10-1をご参照下さい。

スキルマトリックスにつきましては末尾に添付しておりますのでご参照下さい。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲にとどめるべき。兼任状況の毎年開示)

他の上場会社の役員との兼任はありません。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会:取締役会の実効性に関する分析・評価アンケート、結果の概要の開示)

取締役会全体としての実効性については、取締役会における社外取締役および、社外監査役からの意見、指摘等を踏まえ、仕組みや運用状況等を、都度において点検・レビューすると共に、取締役会の運営等に関するアンケート評価や意見聴取を行い、当社取締役会の実効性評価を行っております。

取締役会の構成・運営・役割・機能の発揮等について確認した結果、社内外役員による多様な視点からの質疑・審議を経て決議されていること等、当社取締役会は適切に運営されており、総合的にみて、取締役会の実効性は概ね確保できていると評価しております。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役のトレーニングの方針についての開示)

新任の取締役及び監査役については、原則として大株主である日本製鉄が主催する経営幹部セミナー、新任監査役セミナー等に参加し、役員としての基本的な素養の習得に努めているほか、企業理念や事業内容等に関する情報提供を行うとともに会社法等の重要法令に基づく責務や業務に関連する諸制度についての教宣を適宜行っております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話、対話のための体制整備・取り組みに関する方針の検討・承認・開示)

株主・投資家からの質問等の対話全般については、総務担当取締役が統括し、総務部・経理部をはじめとする社内各部門が連携して、その対応の充実に努めております。

株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、情報冊子の発行、ホームページを通じたトピックスの発信などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実に努めています。

機関投資家に対しては、IR面談や四半期ごとの決算短信の提供を通じて当社の経営戦略、事業内容、業績等を提示しております。

こうした取り組みを通じて、株主・投資家からいただいたご意見等につきましては、適宜取締役会等に報告・フィードバックをしております。

なお、インサイダー情報(未公開の重要事実)については、社則である「インサイダー取引管理規程」に従って適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本製鉄株式会社	1,245,920	32.31
NS建材薄板株式会社	256,744	6.66
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	139,300	3.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	128,800	3.34
JPMorgan証券株式会社	64,557	1.67
光通信株式会社	60,400	1.57
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	50,827	1.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	50,745	1.32
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	43,875	1.14
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	40,300	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

上記の所有株式のうち信託業務に係る株式数は次の通りであります。
・株式会社日本カストディ銀行(信託口): 139,300株
・日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口): 128,800株
上記のほか当社所有の自己株式104,359株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

日本製鉄株式会社は当社株式を31.46%保有しており、当社は日本製鉄株式会社の製鉄事業セグメントの一部を構成する持分法適用会社となります。
また、当社におけるリスク管理の観点から日本製鉄株式会社へ監査役の派遣を要請しているとともに、当社は商社を通じて日本製鉄株式会社とその子会社から原料の一部を購入しております。

一方で、グループ企業として有用な情報提供を受ける関係を構築しておりますが、日本製鉄株式会社の承諾を受ける必要がある事項、また、ガバナンスに関する契約はなく、議決権比率は過半数に満たないことから、独立性は確保されており、利益相反リスクが生じる懸念は少ないものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高山 英幸	他の会社の出身者								○			
三代 元之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高山 英幸	○	過去に当社の主要株主である日本製鉄株式会社(元新日本製鐵株式会社)に在籍。2014年4月NST日本鉄板株式会社(元日本鐵板株式会社)に移籍。2019年4月同社代表取締役社長 2022年7月同社NS建材薄板株式会社に社名変更、代表取締役社長。 2024年10月同社日鉄物産株式会社に吸収合併、同社顧問に就任。 なお、旧NS建材薄板株式会社との年間の取引額は3,733百万円(2024年3月期実績)であります。 2019年6月27日開催の当社第70期定時株主総会に於いて、取締役(社外取締役)に選任され就任。	高山英幸社外取締役は、NS建材薄板株式会社における取締役としての豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただくため、当社より就任を要請いたしております。 なお、同氏が過去に在籍していた、日本製鉄株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率32.40%の主要株主であるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。 また、同氏の兼務先であったNS建材薄板株式会社並びに今後の兼務先である日鉄物産株式会社は、「親会社」には該当せず、議決権比率6.67%の大株主の一つであるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。加えて、当社が使用する鋼材などの購入先の一つではあるものの、その他の流通からの購入ソースもあり、かつ、合理的な購入価格にての購買を実施してきており、一般株主との利益相反をきたす関係にはありません。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性を有していると判断致したため独立役員として指定いたしました。
三代 元之	○	過去に金融機関及び海外勤務、また大同メタル工業株式会社に在席。 2021年6月大同メタル工業株式会社代表取締役社長就任 2023年3月代表取締役社長退任 現在他社との兼任なし。 2024年6月27日開催の当社第75期定時株主総会に於いて、取締役(社外取締役)に選任され就任。	三代元之社外取締役は、金融機関及び海外勤務、また大同メタル工業株式会社に於ける取締役としての経歴等、豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に取締役会における議題等会社経営に関する様々な事象に対し、多角的な視点から監督機能を果たしていただくため、当社より就任を要請致しております。 なお、当社と大同メタル工業株式会社に取引関係はありません。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性を有していると判断致したため独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員人事・報酬会議	3	0	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	役員人事・報酬会議	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明

役員人事や報酬に関する重要な事項の検討にあたり、独立社外取締役および社長をメンバーとする「役員人事・報酬会議」を設置し、適切な関与・助言を求めることとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人による監査計画書（監査の方法、重点監査項目、往査実施予定等）の内容並びに期中監査の実施状況について四半期毎の報告・説明を聴取の上、意見交換を実施するほか、期末期における監査の結果に係る監査報告書の受領時には、財務報告に係る内部統制監査の状況を含む監査の経過並びに結果について重点的な報告・説明を求め、これに基づき積極的に意見及び情報の交換を行う等会計監査人との緊密な連携及び意思疎通を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。

監査役は、その職務を適切に遂行するため、内部統制・監査部と緊密な連携及び意思疎通を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。具体的には、リスクマネジメント委員会等に出席し、全社的な内部統制システムの整備・運用に関する推進状況、重点リスク事項に係る定期監査結果等についての報告・説明を聴取するほか、内部統制・監査部との間で、必要に応じ、内部統制システムの継続的な改善及び個別リスクの未然防止に向けた重点課題等について意見交換を実施し、適宜監査役としての指摘・助言・意見表明等を行っております。

また、監査役が実施した業務監査（実地調査）の結果等について、必要に応じ、内部統制・監査部に対する監査意見等のフィードバックを行い、問題認識を共有化する等緊密な連携及び意思疎通に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古田 陽一	他の会社の出身者													
渡辺 勉	他の会社の出身者													
渡辺 匡也	他の会社の出身者									○				

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

古田 陽一	○	過去に当社の主要株主である日本製鉄株式会社において常務執行役員として在籍し、その後常任顧問に就任。 2022年6月29日開催の当社第73期定時株主総会に於いて、監査役(社外監査役)に選任され就任。	古田陽一社外監査役は、日本製鉄株式会社における常務執行役員としての豊富な知見・経験等を職務に反映していただきたく、当社より就任を要請致しております。 なお、同氏が元所属していた日本製鉄株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率32.40%の主要株主であるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性を有していると判断致したため独立役員として指定致しました。
渡辺 勉	○	過去に当社の主要株主である日本製鉄株式会社において参与瀬戸内製鉄所副所長として在籍。 2024年6月27日開催の当社第75期定時株主総会に於いて、監査役(社外監査役)に選任され就任。	渡辺勉社外監査役は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経営に関する幅広い見識を備えられており、日本製鉄株式会社における豊富な経験、知見等を職務に反映していただきたく、当社より就任を要請致しております。 なお、同氏が元所属していた日本製鉄株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率32.40%の主要株主であるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性を有していると判断致したため独立役員として指定致しました。

渡辺 匡也	○	当社の主要株主である日本製鉄株式会社の薄板事業部 薄板営業部薄板第一室 部長代理を兼務。 2019年6月27日開催の当社第70期定時株主総会に於いて、監査役(社外監査役)に就任。 2023年6月29日開催の当社第74期定時株主総会に於いて監査役(社外監査役)退任。 2024年6月27日開催の当社第75期定時株主総会に於いて監査役(社外監査役)に就任。	渡辺匡也社外監査役は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経営に関する幅広い見識を備えられており、日本製鉄株式会社における豊富な職務経験と、幅広い見識等を職務に反映していただきたく、当社より就任を要請いたしております。 なお、同氏の兼務先である日本製鉄株式会社は、「親会社」および「取引先」には該当せず、議決権比率32.40%の主要株主であるものの、実質的に経営陣から著しいコントロールを受けられるものでも経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るものでもなく、一般株主との利益相反をきたすものではありません。加えて、グループ企業として、内部統制やリスクマネジメントにおけるグループ内の事例や取り組みの要領などを共有化し、当社の内部統制やリスクマネジメントを実行するにあたって、有用な情報を提供いただく関係を構築しており、また、大規模な設備投資などの実行に当たっては、将来のリスクなどに関する豊富な経験や識見などをもって検討過程において実質的なアドバイスなどを頂ける関係を構築しております。 以上のように、同氏は、当社との関係において社外性はもとより、十分な独立性をも有していると判断致したため独立役員として指定いたしました。
-------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

本報告書の第1章 - 1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1】(情報開示の充実)の()「取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

有価証券報告書、事業報告において全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の第1章 - 1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1】(情報開示の充実)の()「取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部門は、社外取締役及び社外監査役に対して取締役会の開催通知を都度遅滞なく送付すると共に、付議及び報告事項について事前の説明も行ってあり、社外取締役(非常勤)又は社外監査役(非常勤)が事情により取締役会を欠席した場合には、議事内容等を連絡する等、常に必要な情報の共有化に努めております。

また、監査役会議長は、監査役会開催の都度、社外監査役(非常勤)の予定を事前に確認の上、必要に応じ、開催期日を変更する等然るべき措置を講じた後、各監査役に対して監査役会の開催通知を送付し、仮に、社外監査役(非常勤)が監査役会を欠席した場合には、当日の議事録を以って議事内容等の確認を求めるとともに、次回開催の監査役会において欠席された取締役会の議事内容も併せて報告するなど、各監査役による情報の共有化に意を用いております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)現状の体制の概要(経営管理体制)

当社は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成する取締役会を毎月1回開催の上、取締役会規程に基づき経営全般に係る重要な事項について審議、決定を行い、取締役職務の執行状況の監督などを行っております。

また、代表取締役社長を議長とし、業務執行取締役、常任監査役(常勤)並びに執行役員等による経営会議を原則月3回開催の上、取締役会に付議・報告すべき重要な事項について事前に審議し、業務執行並びに経営の効率性及び健全性の確保に努めております。なお、取締役会への役員の出席状況は前期実績で全役員99.5%の出席率となっております。

また、取締役会等における決定に基づく個別業務の執行については、代表取締役社長の下、各取締役及び執行役員、各事業場長・各機能部門長が迅速かつ効率的に職務を遂行できるよう、組織規程・業務分掌規程等においてその責任・権限等を明確に定めております。

法令遵守並びにその他業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備・運用に係る事項については、内部統制基本規程及び、リスクマネジメント委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とし、内部統制・監査部内部統制・監査課長を事務局とするリスクマネジメント委員会を設置し、年4回及び必要の都度開催しております。

当委員会においては、各部門におけるリスク管理体制の整備並びに遵守状況等について定期的に点検・確認するとともに、監査役とも情報を共有しつつ、その継続的な改善に努めております。

また、重要な事項については、経営会議及び取締役会に都度報告・付議するとともに、各部門等に対して通知し、全社的な情報の共有化に努めております。

また、いわゆる内部通報システムとして、コーポレートリスク相談室を設置(社内窓口及び社外窓口を併設)し、社員及び外部者等による業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける体制を整備しております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役は、社外監査役を含む4名の監査役により構成する監査役会を毎月1回開催し、取締役会に出席するほか、経営会議及びリスクマネジメント委員会その他重要な会議に出席しております。

また、監査役は各部門等における業務監査(実地調査)を年1回実施し、取締役及び重要な使用人等による業務の執行状況及び内部統制システム・重点リスク事項等に係る体制の整備・運用状況について監査の上、必要に応じ、その結果等に基づき内部統制・監査部との間で意見交換を行う等緊密な連携に努めております。

会計監査につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査のいずれも有限責任あずさ監査法人が担当しており、財務報告に係る内部統制の整備・運用については、経理部門と内部統制・監査部が会計監査人と協議の上、その継続的な改善に努めております。

また、監査役は会計監査人による会社法に基づく会計監査の経過並びに結果はもとより、内部統制監査に係る状況についても重点的に説明を求め、必要に応じ、意見交換を行う等会計監査人との緊密な意思疎通に努めております。

- (2)監査役機能強化に向けた取り組み状況
- 当社は、前述の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載の通り、監査役と内部統制・監査部との緊密な連携を通じて潜在的なリスクに係る認識を共有し、問題発生への未然防止に努めるとともに、監査役機能の充実に努めております。
- (3)取締役報酬の決定、取締役・監査役候補の指名について
- 本報告書の第1章 - 1「原則3 - 1」(情報開示の充実)の()「取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」及び()「取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定を行うにあたっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。
- (4)責任限定契約について
- 当社は、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を各社外取締役及び社外監査役との間で締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスの体制については、本報告書の第1章 - 1「基本的な考え方」の(2)に記載しておりますので、ご参照ください。

現在こうした取締役会における社外取締役による牽制並びに監査役による経営全般の監視については、十分にそのガバナンス機能を発揮しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会招集ご通知ならびに総会資料の電子提供を、当社ホームページ並びに東証Webサイトに電子提供法定期限の日、発送の法定期限の7日前に行っております。発送につきましても従来できる限り早期に発送すべく取り組んでおりますが、本年につきましては、法定期限での発送となりました。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月29日開催の第73期定時株主総会の議決権行使より導入致しております。
招集通知(要約)の英文での提供	「狭義の招集通知」と「参考書類」につきまして英訳を行い、発送日の6日前に東証Webサイト並びに当社ホームページにて開示致しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	業界誌に対して、年4回(四半期ごとの決算発表時)情報提供を行い要望が有る場合、説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会招集通知書等の内容とともに、当社事業の概要及び新商品・新技術の開発状況等について掲載致しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業情報の適時・適切な開示を含む法令遵守並びにリスク管理を経営の重点課題と位置付け、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について以下の通り定め、会社の業務の効率性並びに法令遵守及びリスク管理等の健全性の確保に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その整備・充実に努めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。業務を執行する取締役(以下、「業務執行取締役」という。)は、取締役会における決定に基づき、各々の職務分担に応じて職務を執行し、使用人の業務の執行を監督するとともに、法令遵守を含めその進捗状況を取締役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報の保存及び管理に関する規程に基づき、対象とすべき情報、管理の方法並びに管理責任等を明確化し、必要なセキュリティ・ポリシー等を定め、適正に保存及び管理する。

また、経営計画・事業方針、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とし、全社のリスクマネジメント活動を統括するリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針、規程の制定・改廃その他重要事項を審議する。

各機能部門長及び各事業場長(以下、「各部門長」という。)は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。各機能部門長は、担当する各機能別リスクについて、全社的な視点から規程等を整備・周知するとともに、各部門および各グループ会社への情報提供、指導、助言及び内部監査等を行う。

内部統制・監査部長は、各機能部及び各事業場(以下、「各部門」という。)における事業遂行上のリスクの識別・評価に基づくリスクマネジメント体制の整備及びその自律的な活動を支援し、併せて、全社的な視点からリスクマネジメント活動の有効性に係る監視・点検を行う。

リスクマネジメント活動等の状況は、定期的及び必要の都度開催するリスクマネジメント委員会において総括・レビューを行い、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。

経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、業務執行取締役は、損害及び影響等を最小限にとどめるため、直ちにリスクマネジメント委員会の招集を要請するなど、必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画、事業戦略、重要な設備投資等取締役の職務執行に係る重要な個別執行事項については、経営会議における事前の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等は、取締役会における決定に基づき個別業務を遂行するが、職務の執行における効率性を確保するため、組織規程・業務分掌規程において各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等の責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守及びリスク管理等の当社の内部統制システムの運用については、各部門長の責任の下で各部門が自律的な活動を推進する。

各部門長は、その職務の執行にあたり、各部門における法令及び社内規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、社員に対する教育・啓発に努める。また、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合には、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

内部統制・監査部長は、各部門における法令及び社内規程の遵守状況を定期的及び必要の都度監視・点検し、これらの内容をリスクマネジメント委員会に報告するとともに、必要に応じ、法令・社内規程違反等の未然防止策等につき適切な措置を講ずる。また、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。

社員は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った社員については、就業規則等の定めに基づき制裁を行う。

なお、併せて、社員等及びその家族、派遣社員・請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置し、適切な運用に努める。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長及び各グループ会社社長の責任による自律的な構築・運用を基本とし、内部統制・監査部長が必要に応じ、その構築・運用を監視・点検する。

当社及びグループ会社は、各社の事業特性を踏まえつつ事業戦略を共有化するとともに、グループ一体となった経営を行う。

当社業務執行取締役、執行役員、各部門長及びグループ会社社長は、業務運営方針等を社員に周知・徹底する。これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

(7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、各部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの整備・運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議及びリスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。また、必要に応じて監査役より報告を受ける。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制・監査部長は、監査役と定期的又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、監査役監査の効率的な実施に向けて連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

なお、取締役は、補助使用人その他監査役監査の環境整備に係る事項について、監査役の求めに応じ、適宜、監査役と意見を交換する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会との調和を促進し、社会から信頼される企業であり続けることを基本理念として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当要求等には一切応じないことを旨とした社内規程を定め、これに基づく社内体制を整えております。

具体的には、当社内における統括部門及び統括責任者を明確にし、部門間の連絡体制を密にするとともに、警察等との平素からの連携や、社内情報の共有化・研修会の実施等による啓発活動に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

(1) 決定事実に関する情報開示

適時開示の対象となる決定事実につきましては、社内規程に従い、経営会議を経て取締役会に付議・報告されており、その後、証券取引所の規則に従って開示しております。

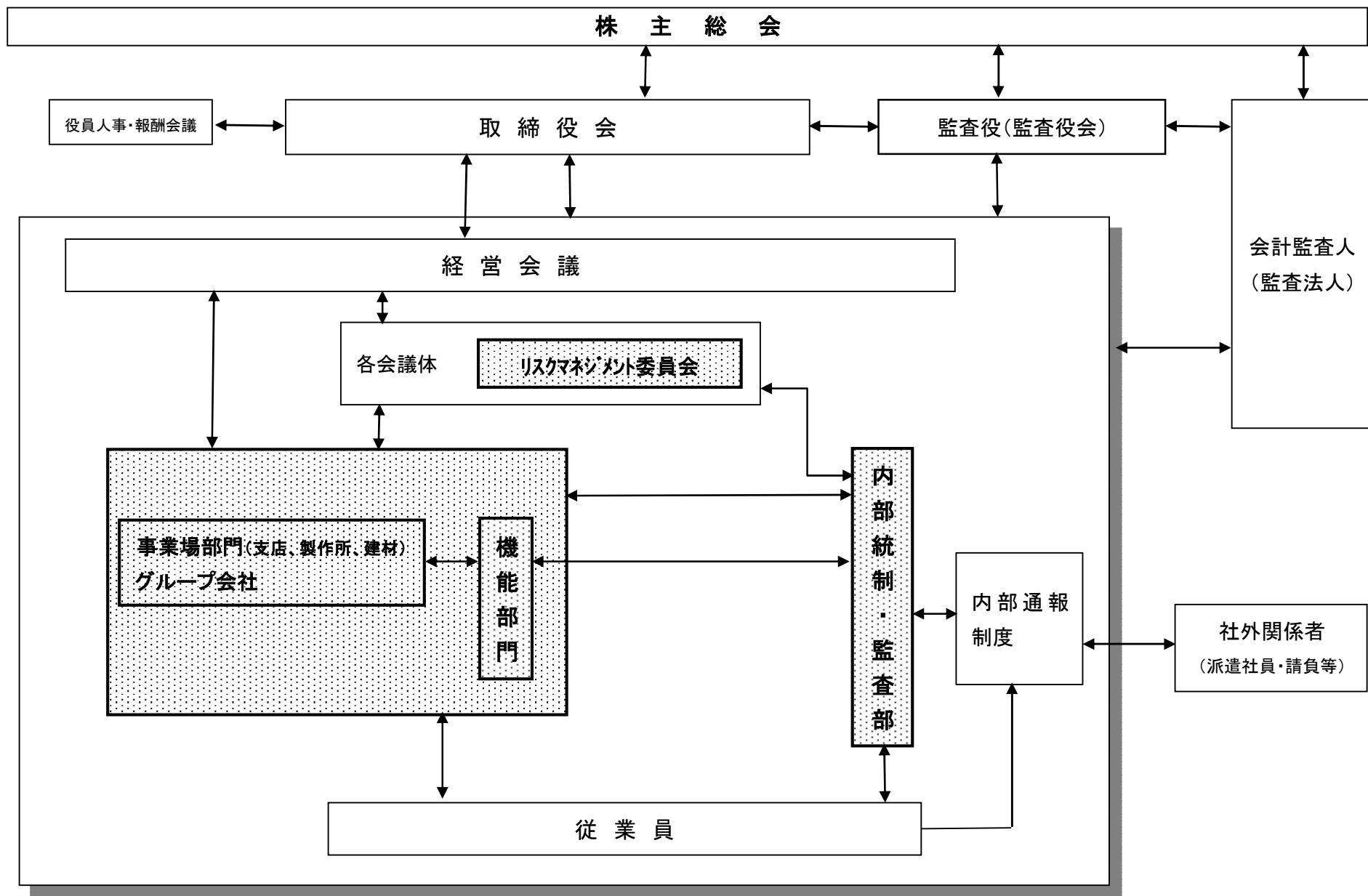
(2) 発生事実に関する情報開示

適時開示の対象となる発生事実につきましては、社内規程に従い、経営会議を経て取締役会に報告されて、その後、証券取引所の規則に従って開示しております。

(3)決算に関する情報開示

決算情報につきましては、経営会議を経て取締役会に付議・報告されており、その後、証券取引所の規則に従って開示しております。

当社の内部統制システム（概念図）



【補充原則4－11－1】スキルマトリックス

スキル		企業経営	財務会計	リスクマネジメント・法務	営業	技術・研究開発	本業(業界の知見)
取締役	青木 栄一	○	○	○	○		○
	長野 光博	○		○	○	○	○
	江口 真木	○		○		○	○
	今野 徹哉	○	○	○			○
	福田 貴之	○		○	○		○
	佐藤 宏明	○	○	○	○	○	○
	高山 英幸	○	○	○	○		○
	三代 元之	○	○	○	○		
監査役	古田 陽一	○	○	○	○		
	渡辺 勉	○		○		○	
	湧川 正朗	○		○	○		○
	渡辺 匡也	○	○	○			